



Title	マイネッケにおける「二つの」歴史主義 : 西ドイツ「社会史」との関わりからみて
Author(s)	岡部, 健彦
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1986, 20, p. 1-20
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47991
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

マイネッケにおける「二つの」歴史主義

——西ドイツ「社会史」との関わりからみて——

岡 部 健 彦

一

「さまざまな歴史的・人間的力の一般化的考察に換えるに、個別化的考察をもってすること」の中に、「歴史主義の核心」を認めたフリードリヒ・マイネッケの第三の主著『歴史主義の成立』は、ナチ政権下のドイツで一九三六年に公刊された。⁽¹⁾ 彼はその後、第二次世界大戦に敗れた混乱期の一九四九年に回想録を発表し、その中で、この第三主著の構想は第一次世界大戦中の一九一五年にすでにたてられていたと述べている。⁽²⁾ すなわち、同年七月に、彼は王立ベルリン科学アカデミーの会員就任の挨拶で、「ルネサンス期以降の権力政治の本質と精神の変遷を理解することと、われわれの近代的歴史観の成立を追求すること」⁽³⁾ が、自分の課題であると表明した。回想録によれば、これは、「近代の国政と権力政治の歴史とを、なんらか発展するものとして、またそれぞれの時期に新たな色調を帯びるものとして探究すること」と、「われわれすべてのものに対して、精神科学的研究の方向づけをはたし

だ、一八世紀以来の歴史的感覺の成立を解明すること」と説明されている。⁽⁴⁾

これらの表現から、われわれは、前者の課題が彼の第二の主著『近代史における国家理性の理念』として、ヴァイマル共和制下の一九二四年に刊行され、後者は第三主著『歴史主義の成立』として、その一二年後に成就されたことを容易に推測しうるであろう。ところが、彼は回想録の中で、「元来は、この二つの探究を融合して高次の統一を与え、〈国政と歴史観〉といったようなタイトルで、一冊の本を書くことが、当時（一九一五年）の私の計画であった」と述べている。この一見したところ、全く異なる内容のように思われる二つの著作が、マイネッケの当初の意図では、一つにまとめられる筈であったことになる。この二つの課題に、彼は如何にして「高次の統一」を与えることができると考えていたのだろうか。回想録は次のように述べている。

私は、この統合をおこなう紐帯が、個々の諸国家のきわめて個別的で具体的な利害に対する、マキャヴェルリから発する感覺の中にあるとみていた。……そして、生と歴史の中の個性的なものに対する感覺が、そもそも近代的な歴史意識の本来の心根であるように思われた。

つまり、個別的で具体的な国家利害（近代の国政）から、生と歴史の中の個別的なものに対する感覺（近代的な歴史的感覺）へと導く紐帯があるとマイネッケは考えていたのである。そしてこの紐帯を、彼は、「マキャヴェルリから出発して、『キリスト教世界の君主達の利害』についてのロアン公の著作を経て、『諸強国』についてのランケの古典的論文に至る系統図」として構想していた。このランケの『強国論』では、「諸国家の具体的な利害を個人的に感じとり、友好的かそれとも敵対的であるかのそれぞれに応じてこの利害を取り扱うという近代的国政の成果が、個性の实在をいたるところに認める近代的な歴史の見方の中へ、きわめて完璧に溶けこんでいた」とマイネ

ツケは讚歎している。つまり、ルイ一四世以降のヨーロッパ国家系を浮彫りにしたランケの『強国論』に集約されていると評価していたのである。

マイネッケのランケに対する傾倒は、アカデミーでの挨拶の翌年に、インゼル版の『強国論』に寄せた序文にも明確にあらわれている。彼は、この古典的論文を、「われわれ(ドイツ)の国民文学の宝石」と讚え、次のように解説する。

(一) 一八三三年に発表されたこの論文で、ランケは、当時あい争っていた保守派と自由派双方の国家論に反対し、国家は高踏的意見によってではなく、現実の諸力によって創られると批判した。そして、標準的国家などというものは全く存在せず、いずれの国家も生命をもった個性的実在であり、それ固有の法則と必要に従って発展するものであることを示そうとした。

(二) ランケは、立憲制の理想に熱中していた当時の風潮に反対し、諸国家の生活を全体として理解するのに効果の多い要因として、「対外政策の優位」*der Primat der auswärtigen Politik*を主張した。つまり、国家の存立と生活領域のための闘争は、国家の優先的かつ不可避の必要であり、国家の内部構造は、大部分はこの闘争に対する適合である。権力の要求が諸国家の特殊な国制形体を規定している、というのである。マイネッケは、この「対外政策の優位」こそ、近代歴史学の根本認識に到達したランケの卓見であると評価した。

(三) 「国家人格の個性性」と「対外政策の優位」というランケ説は、理念史の上では、理想主義とロマン主義に由来しており、総じてヘルダーからランケに至る歴史観の発展と深化は、ドイツの学問的精神のもっとも優れた業績のひとつであった。

なお、この序文が書かれた時点は、第一次世界大戦のまったただなかであり、西ヨーロッパ協商国側（イギリスとフランス）の知識人の間からは、ドイツの「反動的な権威主義的軍国主義」に対抗する「国際的民主主義の十字軍」という、文化イデオロギー的菲難と攻撃がおこっていた。彼の解説の中には、ランケの『強国論』によってそれを反駁しようとする意図が、同時に働いていた。この点、後述との関わりのために、当時のマイネッケの信念について、いくつか指摘しておきたい。

(四) 国家の「存立と個性性、独立性のための闘争」というランケ説を是認するわれわれ（ドイツ）は、「権力の自然主義的礼讃に墮し、昔日のドイツ的知性を失った」と菲難されている。しかし、ランケはこの『強国論』で、「国際社会では、権力的価値をとまわずに精神的価値は生みだされず、精神的価値をとまわずに持続的な権力的価値は生みだされない」ことを示している。「この（ランケの）論文では、個々の諸国家の権力政治が、諸国民の精神的力によって光輝を發しているように見える」。

(五) 「諸国民が相互に全く引き裂かれようとしている今日の世界の瞬間（第一次世界大戦中）においても」、ランケが『強国論』で示した「壮大な樂觀主義は、われわれを慰めてくれる」。彼の樂觀論は、ヨーロッパ的秩序の中にある〈法の体系〉が、再三にわたって浮かびあがり、絶えずもつと新しい完成をめざして努力するのを認めているからである。ここでマイネッケは、ランケの「ヨーロッパの守護霊」Genius Europas に、なお信頼をよせているのである。⁽⁶⁾

近代の国政と近代歴史観の変遷・発展とに「高次の統一」を与えて、一冊の書物を著わそうというマイネッケの計画は、しかしながら、その後大きく変更されることになる。この間の事情について、彼は次のように回想している。

その当時（一九一五年）とそれに続く数年の間、私は近代の国政から近代的な歴史的感覺へと導く成行きを、あまりにも單純に考えていた。……（マキャヴェルリ——ロアン公——ランケという）この系統図で、私は他の系譜学者達も時折犯す過ちを犯していた。ある興味ある傍枝から、新しい歴史的感覺の成立にかかわる主要な枝がつくられたのである。この新しい歴史的感覺そのものは、政治的利害論よりもはるかに強力に、精神的で世界觀的な変遷という全く非政治的領域の中にその根をおろしていた。このことは、実は戦争後になってはじめて、私には明確になってきたのであり、この時から私の『歴史主義の成立』へと私を導いていった。私が最初は統一しようとしていた二つのテーマ、すなわち〈国政〉と〈歴史観〉は、かくて分離されなければならなかった。⁽⁷⁾

つまり、諸国家の個別的で具体的な利害に対する政治的感覚の探究が、歴史の中の個性的なものに対する感覚に至る主流ではなくて、後者の根源は「精神的・世界觀的」領域——「非政治的」領域——にあることに、マイネッケはようやく気づいた。こうして国政の変遷の理解と歴史観の追求とは分離されて、それぞれ別の著書（『国家理性の理念』と『歴史主義の成立』）となったのである。

しかしながら、「国政」の探究の面でも、彼は、第一次世界大戦から精神的打撃を受けて、ある思想の改変を経験する。この改変を、彼はたんなる個人的問題としてではなく、「戦前の歴史的・政治的思考」にとってあまねく重大な意義をもつものと受け取っている。回想録の中で、彼は次のように告白する。

われわれは、権力政治と諸民族の戦争による衝突には健全な意味と内容があることを、今日よりももっと信じ、またそれに

馴れていた。……こうした寡屈気の中で、私は『世界市民主義と国民国家』（第一主著、一九〇七年）において、純粹に国家的な思考と行動が、普遍主義的・世界市民主義的諸動機から解放されるのを、一九世紀中葉の偉業であると述べた。私は今日でも、これは全く正しいと説明する。というのは、ビスマルクのドイツ国家は、このような解放運動を通じて可能となったのだから。しかし、それには、何かこのような発展の暗黒面が欠けていた。普遍主義的動機、すなわち根本は倫理的な動機から解放された権力。現実政治は、あまりにも容易に驕慢な強権政治に墮落しがちであった。確かにわれわれは既にその当時でも、このことを意識していて、例えばナポレオンを挙げていたのだが、彼の所業から生じたあらゆる積極的なものに目を向けることで、気をとりなおしてもいた。こうした気分は、再三にわたって危険を防ぎながら自己を維持する西洋の守護靈に託す希望に、なにかが似ていた。ランケは一八三五年、過去数世紀の強権をともなった権力政治に対する回顧を、この希望をいだしながら記述したのである。⁽⁸⁾

しかしながら私にとってこのような強調は、世界大戦争によって、また大戦後に、変化しはじめた。それまではドイツ国民の文化の担い手であった層の中で、権力政治的志向の恐るべき頹廢が生じているのを、私は経験した。敗戦がこの層を教化するだろうという期待も挫かれた。私はさらに、おそらくははるかにもっと悪意にみちたヴェルサイユ条約の驕慢を経験した。⁽⁹⁾

このようにマイネッケは、ランケのようなヨーロッパの守護靈に対する信頼を次第に喪失し、一九世紀の歴史的・政治的思考が権力に対して懐いていた楽観論から、「権力の暗黒面へと眼を向ける。それにもかかわらず、彼は、「ブルクハルトのように、権力そのものを悪であると解釈する極端に走らず、それは悪への誘惑者にすぎない」と見る。そこから、「権力の魔力に憑かれた状態」——権力の憑依 *die Dämonie der Macht*——に圧倒されることもなく、また幻滅を感じても悲観せず、執拗にこれを究明して警告を発する学問的・倫理的姿勢が、彼の中に新たに形成されることになった。その時、〈国政〉の発展を研究する計画は、その力点が権力の憑依に対する倫理的洞察へと置き換えられて、「国家理性の理念」の歴史的追求へと変貌することになった。⁽¹⁰⁾

三

〈国政〉と〈歴史観〉の高次の統一という計画を、マイネッケは放棄し、国家理性の理念史と歴史主義の成立史は、それぞれ別の著書として結実した。しかも前者では権力の憑依、権力の倫理性の問題という深刻な視点が、新たに加わった。この両著書でそれぞれ探究の対象として取り上げた人物は、ランケを除けば、全く別人であること(11)が、このことを明らかに示している。

それでは、『国家理性の理念』の著述で、マイネッケは、近代歴史観——歴史主義——の成立についての探究を、全く放棄したのだろうか。

国家理性とは、国家行動の基本原則、国家の運動法則である。それは政治家に、国家を健全に力強く維持するためにかれがなさねばならぬことを告げる。また、国家は有機的組織体であり、しかもその有機体の充実した力は、なんらかの方法でさらに発展することができれば、いかにのみ維持されるがゆえに、国家理性は、この発展の進路と目標をも指示する。(12)

この著名な書出しではじまる『国家理性の理念』の序文で、マイネッケは、国家権力の本質、道徳や実定法をも超えるその権能、国家の有機的個性などについて説明した後、後半の部分で次のように論じている。

西欧諸民族は、なによりもまず利益共同体によって共同生活が構成されている。しかし、個々の成員の利己主義の方が、共同思想よりも強く、そのため絶えず友好・敵対関係が交錯している。それにもかかわらず、西欧の共同生活はきわめて強力なので、結局は全成員に共通する根本利害を生みだす(もちろん、その中には、構成員の利己主義的な特殊利害が、さまざまな形で混合しているのだが)。この根本利害とは、「権力関係がながく平穏で安定す

ることを求める共通の願望、友好関係と敵対関係によって相互に結合された西欧諸国家世界の内部における権力の均衡を求める願望である。しかし、この均衡の理想は、すべての国家から熱烈に信奉されるが、いずれの国家によっても利己主義的に解釈されるから、たちまち崩壊し、決して永続的に固定され、完結することはない。この流動の中で、個々の国家の国家理性が発現し、個別化され、国家理性は国家自体にその個性的刻印を与える。すなわち、「国家理性の根源から個性的な諸国家が形成される」。

この説明は、ランケの樂觀的雰囲気こそ欠けてはいるが、彼が『強国論』の結語で述べているところと殆んど同じようなヨーロッパ的共同生活（西欧諸国家世界）の把握を示している。⁽¹³⁾ それゆえ、マイネッケもまた、ヨーロッパ国家系を基盤として国家理性の理念の発展を探究しているといえよう。そこで彼は、続けて次のように論ずる。

それゆえ、国家理性論は、歴史および国家学一般の解決の鍵となる学問である。

近代歴史学は、従来、国家学よりも一段と豊富に国家理性論を使用してきた。国家学は、いぜんとしてしばしば、具体的個性的な国家を問うかわりに、理想的規範的な最良の国家を問う旧来の絶対化的方法の影響下にある。歴史上の人類の個性的形成体を把握すること、しかしまた同時に、時間を超越したその核心、個性的形成体の諸連関における普遍的なものをも把握することは、近代歴史主義の本質であり課題である。それによつていまや、国家理性の理念と近代歴史主義とのあいだの一つの重要な関連が現われる。

ここに述べられた「時間を超越した個性的形成体の核心」とは、個々の国家の発展の中に、その都度あらわれてくる国家利害のうちで、比較的变化の小さなもの、例えば「特定の民族の性格や、その地理的位置に密接に結合している」ものなどである。そして、「個性的形成体の諸連関における普遍的なもの」の率直な例としては、ヨーロッパ国家系を示唆するだけで十分であろう。ここでは、個々の国家がその個別性と独立性を維持しながら、相互に

関連しつつ高次の全体（ヨーロッパ世界）を形成している。この関連における全体（普遍的なもの）を見事に示してくれたのが、ほかならぬランケの『強国論』であった。かくてマイネッケは、次のように主張する。

国家理性による行動は、近代歴史主義がその道をひろくのを助けた。国家にかんする思考がまだ最良の国家という自然法的理想にとらわれていた時代に、国家理性による行動は、ある程度すでに、実用的な歴史を研究することを教えた。国家にかんする思考は……根本においては、最良の国家をもとめる問いによって導かれたのたいし、一方、行動する政治家が問題にしたのは、最良の国家一般ではなく、むしろ、もっぱらその時代に現実存在した諸国家であった。

つまり、国家学が自然法的一般化的思考に支配されている間に、現実の政治に携わる政治家は、彼の属する個別の国家的国家理性が指し示すところに従い、具体的国家利害を考慮した。そこから、「一七世紀いらい、国政の実用的な補助学として培われた国家利害論の中で、国家理性の光が放射し」、それが近代の歴史認識（個別化的認識）を育成することに繋がったというのである。

このように論ずることによって、マイネッケは、「政治と道徳との関係の問題、および政治と歴史研究の間、つまり国家理性の理念と歴史主義の理念との間の関連の確認……という二つの問題を、近代史の教世紀を通じて同時に追求することは正当である」とし、それを第二著『国家理性の理念』の課題とするのである。⁽¹⁴⁾

前述のように、彼の当初の計画では、近代の〈国政〉と〈歴史観〉の探究は「高次の統一」が与えられて、一冊の書物にまとめられる筈であった。しかし、第一次世界大戦と戦後の経験を通じて、彼はこの両テーマを分離しなければならぬと考えた。そのうえ、〈国政〉の研究では、権力の憑依、その倫理性の問題へと焦点が移動した。そして〈歴史観〉——歴史主義——の研究は、実際に別個の第三著作となって結実した。それにもかかわらず、第二主著『近代史における国家理性の理念』の執筆にあたって、彼は、「国家理性の理念と歴史主義の理念との関連」

を確認することが「正当である」とし、それを「政治と道徳との関連」の問題と並べて、この著作の主要な柱としているのである。もっとも、その際、国家理性の理念あるいは政治的利害論にかかわる歴史観は、歴史主義の成立の問題としては「傍枝」であって、「主要な枝」は、精神的で世界観的な領域、全く非政治的な領域の中にその根をおろしていることを、すでに彼は確認していた。

四

『国家理性の理念』で、マイネッケは、「傍枝」ではあるが、国政と歴史観の関連を、探究の課題として保持しようとした。しかし、「政治と道徳の関係」、権力の憑依の問題が、新たな課題として重くのしかかってきた。この二つの課題に同時に応えようとする彼の第二主著は、敘述の構成がきわめて複雑になっているような印象を読者に与え、同書の真意の理解に大きな負担を加えている。そこから「国政と歴史主義の成立との関連」の課題に対する彼の敘述の筋道を、どのように適切に抽出できるであろうか。

たしかに彼は、最初の計画であった近代の国政から歴史的感觉へと導く成行きを、「あまりにも単純に考え、系譜学者達も時折犯す過ちを犯していた」と反省している。それにもかかわらず、彼は、『国家理性の理念』の序文で、「一七世紀らしい、国政に密接にかかわるひとびとによって培われた国家利害論の中で、近代の歴史認識は利益を得た」と説明している。このことは、「マキャヴェルリからロアン公を経てランケに至る系統図」が、「傍枝」であるとはいえ、なおマイネッケの意識の中に生き続けていたことを示すものであろう。同書の序文の最後の段落とその註記は、このことを説明している。すなわち彼は、

世界大戦の最初の数年——それは、なるほど真剣で非常に興奮してはいたが、しかしまだ希望にみちた雰囲気をもっていた（本稿四頁参照）——のあいだに、国政と歴史観との関連を解明し、国家利害論が近代歴史主義の前段階であることを立証する構想がたてられた。

と述べ、そこに次のような註を施している。

本書（『国家理性の理念』）に転載された『史学雑誌』第一二三巻のリシュユールのフランスにおける国家利害論にかんする論文は、元来本書の冒頭をなすことになっていたが、それは、まだもっぱらこの目標をねらっていたものであった。¹⁵⁾

ここに指摘されている「リシュユールのフランスにおける国家利害論」は、『国家理性の理念』の中では、第一篇の第六章に相当し、そこにはロアン公の研究が含まれている。したがって、マイネッケが回想録で示している系統図と、この註記とを併せ推測するならば、〈国政と歴史観〉という最初に計画されていた一冊の著書は、マキャヴェルリを序論として、ロアン公を本論前半の頂点とし、ランケを本論後半の締めくくりとするような構成であったのではなからうか。しかしその後、「政治と道徳との関係」、権力の倫理性の問題が重大な課題となってくるにつれて、マキャヴェルリの探究ではこの課題に重点がおかれて、『国家理性の理念』の中でもとくに優れた探究となり、他方、ランケ論においても同一性哲学批判が重視される敘述へと、それぞれ「改変」されることになったのではなからうか。したがって、ランケについては、むしろ前述のインゼル版『強国論』への序文の方が、当初の計画におけるマイネッケのランケ論を、素描ではあるが率直に表現しているように思う。

そこで以下には、『国家理性の理念』におけるロアン論を中心として、歴史主義の成立にかかわるマイネッケの把握について、いささか検討を試みる。¹⁶⁾

アンリ・ド・ロアン公（一五七九—一六三八）は、ユグノー教徒の貴族で、フランス絶対王政の基礎を固めたときれるアンリ四世の党派に属し、アンリの統治を理想とした人物であった。一六二九年のラ・ロシュエルの陥落後も、彼はユグノー教徒の指導者として、リシュリユーと戦ったが、同年アレスの講和で降伏した後、傭兵隊長としてヴェネツィアに去った。ところが、一六三一年からは、リシュリユーの指示に従って三〇年戦争に介入し、かつての敵であったこのフランス宰相に奉仕することになる。彼はドイツ皇帝側に与するロートリンゲン公をエルザスから追放し、ヴェルトリンとグラウビュンデンに転戦して勝利を得た。しかし、リシュリユーからまたもや嫌疑をかけられて、反皇帝プロテスタント軍の指導者ヴァイマル公の軍隊に身を寄せ、ラインフェルデンの戦に一兵士として加わったが、重傷を負い死歿する。

フランス絶対王政の強化興隆を推進するリシュリユーに激しく敵対し、しかも敗れた後には、逆に仇敵に尽したこのユグノー貴族に、マイネッケが特に注目しているのは、行動を事とする政治家が、現実の政治生活の経験から滲みでた政論を遺している点にある。

ロアン公の著作『キリスト教世界の君主および国家の利害について』は、一六三八年にリシュリユーに献呈されているが、その冒頭には、一七世紀における国家理性の理念を代表するような「記念碑的」標語が掲げられている。すなわち、

「君主は国民に命令し、利害は君主に命令する」。

「利害」とは、いうまでもなく、国家の利害である。この標語について、マイネッケが注目しているのは、ロアンの次の主張である。

「国家統治の不変の規則は定めることはできない。それゆえ、この世界の事物において、現在の理由よりも、むしろ過去の例によって左右される者は、どうしても重大な誤りをおかす」。

この主張について、マイネッケは次のように説明している。

利害の目標は、いつでも、国家の成長かあるいは少くとも国家の維持にある。それは必然的に時代とともに変化せざるをえない。したがって、現在の君主の利害を知るために、遠く過去にさかのぼる必要はないのであって、現在の状態から把握しさえすればよいのである。

これは、現代の読者の心すら高鳴らせる文章である。時間を超越したものの、あらゆる時代に妥当するものを、時代史的に規定されたものと結びつけ、歴史的世界の存在と生成とを一つに結合し、そうして歴史的世界の究極の秘密に少くとも予感をもつて触れるという、あらゆる歴史的思考の最高の課題が、ここで一人の人物——すなわち、歴史的過去に没頭することを余計なことと公言し、歴史哲学的思弁をますます退けた一人物（ロアン）——によってとらえられている。

現在の利害を知るためには、現在の状態から把握するだけでよく、歴史の過去に遠くさかのぼることは余計なこと、というロアンの主張は、国家理性の理念史の発端に立つマキャヴェルリや、ルネサンスの政治思想家達とは対蹠的である。彼等は、「人間は、ほとんどいつも、他人によって開かれた道を歩み、かれらの行動にあたっては、模倣によって前進する」とし、古代の循環論的歴史観に従っていた。国家理性に關しても、古代の先例に学び、類型的で一般的なもの、時間を超えた普遍的なものを探究する自然法的思考に傾いていたのである。ロアンのように、現実の政治に密接に關わる一七世紀の政治家の国政論が、はじめてこれを打破し、現に実在する国家の個別的利害を追求して、その個別的「必要」を知ろうとした。ロアンのこの国家利害論こそは「歴史的世界の存在と生成とを一つに結合し、その究極の秘密に触れるという歴史的思考の最高の課題」、——これをランケ風に表現するな

らば、歴史の中に「神の息吹き」⁽¹⁷⁾を感知する、一九世紀に達成された歴史主義的歴史観——に繋がる連鎖の一環をなしていた、とマイネッケは見ているのである（もともと、一八世紀啓蒙主義の自然法的「理性」の環が、その間に介在しているのだが）。

行動を事とする政治家ロアン公にとつて、それでは「現在の君主（国家）の利害」とは、具体的にどのように把握されていたのであろうか。マイネッケは、ロアンの政治生活の三つの動機として、ユグノー的信念、貴族的王朝的野心、リシュリユー的国家精神を挙げ、前二者が不可分に結合しながら、まずはじめにロアンを導いたとしている。しかもロアンは、ユグノー戦争に終止符を打ったアンリ四世の統治こそが、フランスとその真の利害の典型であると思っていた。アンリはヨーロッパのプロテスタントの保護者であり、また、フランスの大貴族に対しては、強力な王権の利害が必要とする限りではこれを屈服させたが、しかし彼自身大貴族の首領であり、したがって「大貴族の栄光もまた王冠に栄光を副えるもの」であった。

しかし、一六一〇年にアンリ四世が殺害された後、摂政マリーの「カトリック的スペイン的新方針が打ち出された時から、ロアンは、フランスの真の利害が正道を踏みはずした」と受けとり、次いでリシュリユーのユグノー弾圧政策にも激しく抵抗することになる。こうして彼の「理想は分裂し、従来の指導原理を失い、ユグノーあるいは貴族の自党主義となった」。それにもかかわらず、彼には「アンリ四世が代表していたような大いなるフランスの国家的利害や国民的利害のもとに、ふたたび統一のかつ調和的に結合しようとする、確固とした強いあこがれ」があった。彼は、「一六一〇年いろいろ特殊利害が一般的利害を忘れてしまったことを嘆いている」。このように、マイネッケは、ロアンのリシュリユーに対する反抗が、たんなる党派的動機にもとづくのではなくて、フランスの国家

的利害が正しい軌道にもどることを強く求める動機が、その中に含まれていたと見る。

フランスの国家利害に思いを致しながらリシュリューを敵にまわしていたロアンが、それでは敗北後にこの敵に尽力した所以は、いったい何であるるか。マイネッケは、それを、ロアンの第三の政治的動機、すなわち「リシュリュー的国家精神」の中に認める。しかしその根源は、やはりロアンのアンリ四世理想像と、「キリスト教世界」(ヨーロッパ的共同生活、西欧諸国家世界)についての彼の洞察にある。

アンリ四世の死後、摂政マリイの宮廷に反抗していた時期に、すでにロアンは、「われわれは、アンリ大王のもとでは、われわれの敵の恐怖の的であり、味方の避難所であった。王の治世から遠ざかるにつれて、われわれは日ごとに落ち目になっていく。ヨーロッパは全く別の様相を呈している」と書いた。

この言葉から、マイネッケは、ロアンがフランスの「危機を、たんに国内の混乱の中だけでなく、むしろそれ以上、フランスのヨーロッパ的勢力の没落の中に見た、と云つてよい」と解釈する。

このヨーロッパキリスト教世界について、ロアンは次のように洞察している。「ひとは、キリスト教世界には二つの強国が存在するということから出発せねばならない。その二つの強国は、そこからほかの諸国家にたいする戦争および平和の影響が発する、いわば両極であり、それは、すなわちフランスとスペインの両王朝である」。

このようなヨーロッパ諸国家世界の中で、フランスの利害と課題は、「スペインの急流によっておこるヨーロッパの氾濫にたいする堤防」の役割をひきうけることであり、「アンリ四世が最初に完全に認識したように、万事においてスペインの原則にたいする敵対行動を推進する」ことであるというのが、ロアンの認識であった。これこそは、一六世紀から一七世紀にかけてのヨーロッパ諸国家世界(ヨーロッパ国家系)の歴史的発展を根柢において規

定していた、ハプスブルク家（スペイン・ドイツ皇帝）とフランスの対抗に対する洞察にはかならない。

リシュリユーが、三〇年戦争に介入してハプスブルクに対抗することを決意し、スペインとオーストリアを結ぶ幹線路にあたる北イタリアからヴェルトリンを経てグラウビュンデンに通ずる地域に出兵することをロアンに命じた時、かつては激しく敵対したこの両者が、フランスの国家利害についての把握の点で、完全に一致したのである。⁽¹⁸⁾

以上のような内容を含むロアン公の論文『キリスト教世界の君主および国家の利害について』は、それゆえ、政治の実践にたずさわる人物が、その体験を通して把握した一七世紀の「強国論」——ドイツ歴史主義の歴史学の「寶石」であるランケの『強国論』の先駆にはかならぬと、マイネッケの眼に映じたのである。⁽¹⁹⁾

なお、マイネッケは、ロアンの国家利害論では、ヨーロッパの個々の国家の利害が「十分個性的に特徴づけられてはおらず」、とくに個々の国家の内部構造には、殆んど注意が向けられていないことを指摘して、「国内政策にたいする対外政策の優位という、この近代歴史学の根本認識は、かれ（ロアン）によってすでにとらえられているが、しかしあまりにも単純な素朴さでとらえられている」と批判し、それはランケにおいて十分に達成されることを暗示している。ロアンにおいて「対外政策の優位」は、歴史学的認識の問題ではなくて、政治的実践の問題であったと見るべきであらう。

いずれにせよ、マイネッケの『国家理性の理念』におけるロアン論は、国政と近代歴史観の成立を同時に探究する姿勢に貫かれている。歴史主義の成立の問題としては「傍枝」になったとはいえ、マキャヴェルリ——ロアン公——ランケという系統図は、なお生きつづけていたとみるべきであらう。

五

第二次世界大戦後、マイネッケは、ランケ批判とブルクハルト評価を通じて、ドイツ歴史学の伝統的歴史像を根本的に改訂することを促した。⁽²⁰⁾彼の遺言のような心情吐露は、一九五〇年代後半以降に盛行をみる西ドイツのいわゆる「社会史」に、一つの刺戟をおよぼした。ところが、この社会史学の間からは、やがて「歴史主義」に対する批判とその克服の問題が論じられてくる。歴史学から社会科学への架橋を提唱して、社会史派の指導者の一人と目されるシーダーは、一九五七年に発表した論文「歴史意識の更新」の中で、次のように問題提起をしている。

カール・マルクスとマックス・ウェバーが出たこの国(ドイツ)では、意外にも、歴史とさまざまな社会科学との間に疎隔があつて、それは容易には克服し難い。なぜなら、ドイツ歴史学の方法上の意識は、西ヨーロッパの実証主義的社会学に対抗することを眼目として形成されたため、社会学的方法と認識をドイツ史の中に受け容れることを妨げ、世界大戦以前の時期の政治的・精神的立場を固執しているからだ、と指摘されている。この批判は多くの点で当を得ている。……古典的なドイツ歴史学のすぐれた中心思想から、国民意識の中に入り込んだものを問うとき、われわれは二つのことに行き当る。その一つは、対外政策の優位というランケの主張である。他の一つは、国民的権力国家の高貴な道義性という説で、トライチュケによって模範的な形で述べられている。⁽²¹⁾

ここで批判の対象とされている伝統的なドイツ歴史学の中心思想は、「対外政策の優位」にせよ「国民的権力国家の道義性」にせよ、いずれも、マイネッケが『国家理性の理念』において考察の中心課題とした「政治と道徳との関係」や、「国家理性の理念と歴史主義の理念とのあいだの関連」の問題に直結していることは、明白である。そしてマイネッケ自身、「権力国家の道義性」については、この著書において、「権力の憑依」の問題として、厳

しい反省と批判をおこなっている。彼が承認した「対外政策の優位」については、社会史派の批判はとくに強く、逆説的に「内政の優位」der Primat der Innenpolitik という標語を掲げられてもいる。⁽²²⁾

いずれにしても、社会史学の側から批判を受けている「歴史主義」は、マイネッケの第二主著『国家理性の理念』が課題とした政治的領域の中に含まれている歴史主義である。

しかしながら、彼は、「国家理性の理念と歴史主義の理念との関連」が、歴史主義の成立の問題としては「傍枝」であり、「主要な枝」は、「精神的で世界観的な——非政治的な——領域」にその根があることに気づき、やがて第三主著『歴史主義の成立』を別に著わしたのであった。しかもこの中で、マイネッケは、歴史主義について、「ライプニッツからゲーテの死にいたる、大規模なドイツの運動の中で得られた新しい生の原理を、歴史的生の上に適用すること」と説明したうえで、「発見されたものは新しい生の原理そのものであったので、歴史主義もまた単なる精神科学的方法以上のもとなつた」⁽²³⁾と主張している。社会科学への架橋を重視する社会史学が、「精神科学的方法以上」の歴史主義を克服しうるか否かは、まだ展望を得ていないように思う。⁽²⁴⁾

注

- (1) Meinecke, Friedrich, *Die Entstehung des Historismus*, 2 Bde., München 1936, jetzt: Meinecke, Werke, Bd. III, hrsg. und eingeleitet von C. Hinrichs, München 1959.
- (2) Meinecke, F., *Strasbourg/Freiburg/Berlin 1901-1919*, Stuttgart 1949, S. 190 f., jetzt in: Meinecke, Werke, Bd. VIII, *Autobiographische Schriften*, hg. v. E. Kessel, Stuttgart 1969, S. 257 f.
- (3) Meinecke, F., Antrittrede in der Preussischen Akademie der Wissenschaften (1915), in: Meinecke, Werke, Bd. VII, *Zur Geschichte der Geschichtsschreibung*, hg. v. E. Kessel, München 1968, S. 2.

- (4) Meinecke, *Werke*, VIII, S. 257.
- (5) *Ebenda*, S. 257f.
- (6) Meinecke, Rankes „Große Mächte“ (1916), in: *Werke*, VII, S. 66ff. Vgl. auch Meineckes Aufsätze „Zur Beurteilung Rankes“ (1913) und „Rankes »Politisches Gespräch«“ (1924), in *Werke*, VII, S. 50ff. u. S. 72ff. ↑ イネッケ『歴史的感覺と歴史の意味』中山治一訳 創文社 昭和四七年 一二三頁以下。
- (7) Meinecke, *Werke*, VIII, S. 258.
- (8) これは、ランケの『政治問答』を指している。ただし、発表は一八三六年。
- (9) Meinecke, *a. a. O.*, S. 259.
- (10) Vgl. Meinecke, *Die Idee der Statistison in der neueren Geschichte*, München 1924, jetzt: Meinecke, *Werke*, Bd. I, hrsg. und eingeleitet von W. Hofer, München 1957, S. 25f.
- (11) ただし、『歴史主義の成立』では、ランケは、附録として取扱われている。
- (12) Meinecke, *a. a. O.*, S. 1. 『近代史における国家理性の理念』の邦訳は、菊盛英夫・生松敏三 ます書房 昭和三五年と、岸田達也 中央公論社『世界の名著』54 昭和四四年の二種類がある。本稿では、主として岸田訳にしたがった。
- (13) ランケ『強国論』 相原信作訳 岩波文庫 昭和一五年版 七八頁以下。
- (14) マイネッケ『近代史における国家理性の理念』(以下『国家理性の理念』と略す) 七二頁以下。
- (15) 同書 七五頁。
- (16) 同書 一六五頁以下。 Vgl. auch *Historische Zeitschrift*, Bd. 123, 1921, S. 14ff.
- (17) ランケ『政治問答』 相原信作訳 岩波文庫 昭和一六年版 五七頁。
- (18) リンネリューについては、『国家理性の理念』 一四三頁以下を参照。
- (19) マイネッケが、まだ〈国政と歴史観〉という一冊の本を著わそうとしていた時、「強国論」を第一次世界大戦の直前に書いたスウェーデンの地政学者チェレンが、一九一六年にベルリンを訪ねた。その時マイネッケは、「ロアンの著述をチェレンに示しながら、「御覧なさい。これが貴方の著書の祖先です」と語った。Meinecke, *Werke*, VIII, S. 258.
- (20) Meinecke, Ranke und Burckhardt (1948), in: Meinecke, *Werke*, VII, S. 93ff. ↑ イネッケ『ランケとブルクハルト

『中山治一・岸田達也訳 創文社 昭和三五年。』

- (21) Schieder, Theodor, Erneuerung des Geschichtsbewußtseins, in: Schieder, *Staat und Gesellschaft im Wandel unserer Zeit*, München 1958, S. 192f. シーダー『転換期の国家と社会』拙訳 創文社 昭和五八年 二一七頁以下。
- (22) マイネッケの門下で、師の「対外政策の優位」説を批判したケーアの論文集を出版するに当り、編纂者でシーダー門下のウェーラーは、この論文集に敢えて『内政の優位』というタイトルを付けた。Kehr, Eckart, *Der Primat der Innenpolitik*, hg. von Hans-Ulrich Wehler, Berlin 1965.
- なお、シーダーが本稿筆者に説明したところによれば、ランケにもとづいて「対外政策の優位」という表現を唱えたのは、ディルタイのようであるが(ただし、彼の全集からは、この表現は発見できない)、それをドイツ歴史学の根本認識として継承したのは、やはりマイネッケであるとのことである。Vgl. Ranke, *Die Großen Mächte/Politisches Gespräch*, mit einem Nachwort von Th. Schieder, Göttingen 1958, S. 83ff.
- (23) Meinecke, *Werke*, III, S. 2. マイネッケ『歴史主義の成立』上巻 菊盛英夫訳 近藤書店 昭和一九年 三頁。
- (24) Vgl. Mommsen, Wolfgang J., *Die Geschichtswissenschaft jenseits des Historismus*, Düsseldorf 1972.

本稿は、昭和六一年五月四日に催された大阪大学西洋史研究室同窓会で発表した報告に加筆したものである。

(文学部教授)